

イラン・イスラーム共和国「総合的な障害者権利支援法」

細谷 幸子*

解説

2006年12月、国連総会で障害者権利条約が採択された。2002年から継続的に内容が検討されてきた「障害者の権利に関する条約」は、2008年5月に発効し、これを受けて各国でも、障害者関連法が制定、あるいは改正される動きが見られている。

以下に紹介するのは、こうした国際的な動向の中で制定された、イラン・イスラーム共和国「総合的な障害者権利支援法 (qānūn-e jāme‘-e hemāyat az hoqūq-e ma‘lūlān)」の全文（施行規則を除く）である。この法は、2004年5月6日にイラン国会で可決され、施行となった。イランはその後の2009年に国連の「障害者の権利に関する条約」に批准しており、障害者の権利を擁護する政策を展開していく方向性を示している。

イランにおける「人権」というと、女性の問題が取り上げられることが多いが、障害者をめぐる政策から「人権」を考えると、異なる側面が見えてくる。国連の条約への批准や国内法の整備もその一つである。積極的に国際的な基準を採用することで、国際社会にアピールしようとするイラン政府の姿勢がうかがえる。

国連の「障害者の権利に関する条約」の特徴は、これが世界人権宣言及び人権に関する国際規約に基づいて、権利に基づくアプローチによってつくられた条約だということにある。イランの「総合的な障害者権利支援法」は、その法律名に「権利」の語が挿入されている点からも、国連の条約を強く意識した内容であることが推測できる。小林によると、権利に基づくアプローチによってつくられた条約であることの意味は、次のように説明される [小林 2009: 2-3]。

すなわち、従来、障害者に関連する法は、障害を個人に起因する問題ととらえ、治療やリハビリテーションによって障害者を社会に適応させるための支援や給付を制度的に保障する法律として制定されてきた。その根底には、「障害者は正常でない」という考えが潜んでおり、障害者は社会を構成する完全な主体とはみなされず、障害者の「権利」は重視されてこなかった。

しかし、その後登場した社会モデルでは、障害とは障害者個人に起因するものではなく、社会的な現象であると認識する。「障害者の権利に関する条約」は、障害の社会モデルに依拠し、障害者の置かれている状況や環境が障害者の日常生活や社会参加の障壁となっていることを問題と捉える。イランの「総合的な障害者権利支援法」も、障害者の雇用や就学などの社会参加の便宜を図り、バリアフリー環境を整えるなどの条項から、この法が社会モデルに基づいて、障害を社会的な現象として捉える視点に重心を置いていることがわかる。

こうした障害者の権利を求める動きは、各国の障害当事者による市民運動と深いつながりを持ってきたことが知られている。しかし、筆者がイラン国内でおこなった現地での聞き取り調査（2008年、2010年）によると、イランの「総合的な障害者権利支援法」は、障害当事者が主体的に関わった、あるいは障害当事者の運動によって実現した法ではなく、イランで障害者福祉を担う機関である国家福祉機構の主導で制定に至った法である。また、各条項には「政府支出金の枠内で」、すな

* 東邦大学医学部看護学科 助教

わち予算の許す範囲でという文言がついており、これが実質的にこの法律の内容を単なる「努力義務」にしてしまう弱点をもっている。

「総合的な障害者権利支援法」が前提とする障害者個人の自律、自立の尊重、社会参加とインクルージョン、アクセシビリティといった概念は、今はまだ新しく、その意味合いが十分に理解されているとは言えない状況がある。イランの福祉事業は、イスラームの信仰心を基盤とした慈善活動に支えられている性格が強いが、宗教的慈善による支援は、この法の思想と根本的に矛盾する側面をもつ。これらの点も踏まえ、障害者の「権利」支援がイラン社会でどのように実現されていくのか、今後の変化の中で理解していきたいと考えている。

文献

小林昌之編 2009『開発途上国の障害者と法——法的権利の確立の観点から』アジア経済研究所.

総合的な障害者権利支援法 (qānūn-e jāme‘-e hemāyat az hoqūq-e ma‘lūlān)

第1条

国は障害者の権利を保障するために必要な基盤をつくり、障害者に対して必要な支援をおこなう義務を負う。

注 この法律の対象となる障害者とは、国家福祉機構の医師審査会によって、身体的、知的、精神的、あるいはそれらが結合した損傷のため、健康や全般的な能力に継続的で顕著な障害が生じ、社会・経済的な分野で、その人の自立が低下している状態にあると診断された者を指す。

第2条

すべての省、機関、団体、国営企業、公的組織および革命組織は、公共の建物や場所、道路やサービス提供設備を設計、生産、建設する際に、障害者が健常者と同様にそれらのアクセスでき、利用できるよう実行する義務を負う。

注1 すべての省、機関、団体、国営企業、公的組織および革命組織は、現存する公共の建物や場所、スポーツおよびレクリエーション施設、道路やサービス提供設備を障害者が利用できるように、可決された年間予算の枠内でバリアフリー化する義務を負う。

注2 各市役所は、障害者が使用する際に必要とする特定基準を遵守していない公共の建物や場所、道路に対し、建設許可証や（工事）終了証明証を発行しない義務を負う。

注3 国家福祉機構は、合法的に、国有および第2条に明記された各機関が有する公共の建物や場所をバリアフリー化させる事業を管理し、その措置に関する報告を要求することができる。

注4 第2条の施行規則は、3か月以内に住宅都市開発省、国家福祉機構、国家管理計画機構によって共同で準備され、内閣で可決されるだろう。

第3条

国家福祉機構は、年間予算法で可決された政府支出金の枠内で、次のような措置をとる義務を負う。

ア) 障害者の家族や非政府組織（民間、共同組合や慈善）の協力を受け、障害者が必要とするリハビリテーション、援護、教育、そして職業訓練の支援的なサービスを保障し、非政府組織と家族に補助金を支給する。

イ) 非政府組織の協力を受け、政府支援金や補助金を支給ことで、該当する障害者（困窮した障害者、保護者のいない障害者、身元不明の障害者、異常行動をとる障害者）の保護、教育、リハビリテーションを提供する特定の施設を普及させる。

ウ) 障害者が必要とするリハビリテーションのための補助具を保障し、交付する。

エ) 障害者の能力向上をめざして、障害者の教育、援護、製造業の授産を目的とした作業所を普及させ、職業リハビリテーションのサービスを提供する。

注 第3条に明記された教育、援護、授産を目的とした作業所は、1369年8月29日（1990年11月20日）可決の職業法の対象とはならない。

第4条

障害者は、公共のスポーツ施設、レクリエーション施設、文化施設、交通機関（地下鉄、飛行機、電車）を半額で利用することができる。

注 イスラーム文化指導省、身体訓育機構と各市役所は、市内の図書館、運動場、公園、レクリエーション場を障害者が利用できる形で建設し、整備する義務を負う。

第5条

障害者に扶養される人は、国家福祉機構の紹介で医療保険の被保険者となり、扶養する障害者本人は、医療保険および医療補足保険の被保険者となる。

第6条

保護者が虚弱者あるいは障害者である男子、または、最低2人の虚弱者あるいは障害者である兄弟姉妹をもつ男子の1人は兵役を免除される。

注 虚弱者や障害者の妻を扶養する者は、妻を扶養する限り兵役を免除される。

第7条

国は障害者に就業機会を創出するために、次のような措置をとる義務を負う。

- ア) 政府機関と公的機関は、各省もその他の機関、団体、国営・公営・革命機関の企業や組織も、そして国家予算を使用する他の機関も、許可された雇用者数（正規雇用、契約社員、労働者）の少なくとも3%を該当する障害者の割り当てとする。
- イ) 障害者を雇用する雇用者は、保険料の雇用者負担分を国家福祉機構が保障し、それを雇用者に支給する。
- ウ) 年間予算法の枠内で、障害者を雇用する製造業、サービス業、建設業、各種小売業、支援を受けている製造業の作業所に政府援助金を支給する。
- エ) 年間予算法の中で明示された割合の金額を、障害者に対し政府援助起業資金として支給する。
- オ) 株式および資本の60%以上が障害者の所有である企業や施設に対し、障害者の雇用創造型サービス・製造事業ユニットを建設するように、政府援助金を支給する。
- カ) 国営企業および政府組織、公的組織の電話交換（電話オペレーター）職の少なくとも60%を視覚障害者、弱視者、身体障害者そして肢体不自由者とする。
- キ) 公的組織の企業の事務職およびタイプライター担当者の少なくとも60%を、身体障害者そして肢体不自由者とする。

注1 すべての省、機関、団体、国営企業、公的組織および革命組織は、許可された年間雇用者数の最高限度まで、該当する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者そして肢体不自由者を直接的な形で、また採用試験を経ることなしに、雇用することができる。

注2 国家管理計画機構は、各省、機関、団体、国営企業、公的組織および革命組織の許可された年間雇用者数の3%を差し引き、それを国家福祉機構に提供する義務を負う。国家福祉機構は、国家管理計画機構との協力で該当する障害者に特定の採用試験を開催する措置をとり、採用された当該障害者を必要に応じて関係する機関に紹介する。

注3 国家福祉機構は、本庁の可決された予算の枠内で、国家福祉機構の被支援者や障害者の雇

用促進のための基金をつくり、その定款を内閣で承認する権限をもつ。

注 4 国家技術・職業教育機構は、労働市場の状況に応じ、障害者に必要な技術・職業教育を無料で統合的に保障する義務を負う。

第 8 条

該当する困窮した障害者は、さまざまな年齢において、国家福祉機構の紹介を受け、教育省、科学研究技術省、保健教育省、その他の政府機関に属する教育施設とイスラーム自由大学において、無料で教育を受けることができる。

注 この条項の施行規則は、この法の通知後 2 か月以内に国家福祉機構、上記の諸省、イスラーム自由大学によって共同で作成され、内閣によって承認されるだろう。

第 9 条

住宅都市開発省、住宅銀行そしてイスラーム革命住宅財団は、賃貸住宅として建設した家賃の安い物件の 10% を住宅がなく困窮した障害者に分配し、国家福祉機構の紹介を受けて彼らに供給する。

注 1 国の銀行制度は、障害者の住宅を建設したり、購入したりする際に必要となる補助金を政府援助金から保障し、障害者の共同組合、あるいは障害者のために住宅を建設する慈善団体に支給する義務を負う。

注 2 国有住宅土地機構は、住居のない障害者の住宅を建設するために必要な土地を専門家が示した価格に定め、上記の障害者や共同組合、あるいは障害者のために住宅を建設する慈善団体に供給する義務を負う。

注 3 障害者は、建築許可証発行料、土地準備料、住宅改修税（の支払）を免除される。

注 4 国家福祉機構は、年間予算法で可決された政府支出金の枠内で、法人や個人からの寄付金によって、障害者や国家福祉機構の被支援者のために住宅を建設するよう措置をとる義務を負う。そして、住宅都市開発省と国家管理計画機構との協力で作成され、内閣によって可決される施行規則に従い、上記の住宅の所有権や使用権を、該当する障害者や被支援者に譲渡する義務を負う。

第 10 条

障害者の保護、リハビリテーション、教育そして職業訓練などのサービスのために、国家福祉機構によって非政府団体運営の施設（日中通所型、あるいは入所型）に支給される補助金の総額は、年毎に国家福祉機構と国家管理計画機構の共同で、提供されたサービスの実費と年間インフレ率に応じて決定され、毎年ホルダード月までに内閣と商業省によって可決されるだろう。

第 11 条

イラン統計センターは、国勢調査で人口調査をおこなう際、全国の障害者の人数が確定できる方法で計画を立てる義務を負う。

第 12 条

イラン・イスラーム放送局は、適切な時間帯に最低週 2 時間を国家福祉機構の活動や障害者の能力を人々に紹介する番組を放送する義務を負う。

第13条

国家福祉機構は、障害者の後見人に対して、適切な措置をとる義務を負う。各裁判所は、国家福祉機構のみを通して、障害者の後見人を任命したり解任したりし、判決を下す義務を負う。

注1 国家福祉機構は、障害者の権利を守るために、司法裁判所で弁護人を認定し、関連する裁判所に紹介する義務を負う。

注2 国家福祉機構は、必要なとき、保護者のいない障害者の権利が侵害されることを予防するために、合法的に障害者の代理人として裁判所で告訴をおこなうことができる。

注3 本条項の施行規則は、3か月以内に国家福祉機構と法務省によって共同で作成され、内閣によって可決されるだろう。

第14条

納税者は、国家福祉機構を通し、その管理のもとで障害者が必要とするリハビリテーションセンター、診療所、職業訓練センター、住宅を建設することができる。国家福祉機構によって確認された上記の納税者の経費の証明書は、その納税者の税金として見なされる。

注 本条項の施行規則は、法的な通知後3ヶ月以内に国家福祉機構と経済財務省によって共同で作成され、内閣によって可決されるだろう。

第15条

各州の国家福祉機構の機構長は、州の計画開発評議会および実施団体の会議に、メンバーとして参加することができる。

注 国家福祉機構の機構長は、障害者や被支援者の就業支援をするために、職業最高評議会の会議に参加することができる。

第16条

本条項が施行されるために必要な政府支出金は、次のような財源によって確保される。

- 1) 各機関や組織が年間予算法における法的な義務として算入した政府支出金。
- 2) これまで上記の政府支出金で障害者に必要なサービスを提供してきた国家福祉機構が所有する資産と経費予算。
- 3) 国において補助金を合目的化する計画が実行されることで入手される資金。
- 4) 年間経費の総額が内閣によって決定される機関、国営企業、公的組織の経費の節約によって生じた資金。

注1 本条項の施行規則は、国家福祉機構と国家管理計画機構によって作成され、内閣によって可決されるだろう。

注2 この法律の条項は、新規の政府支出金が必要となるので、上記の財源から確保されない限り実行されない。

16の条文と24の注釈からなる上記の法律は、1383年オルディベヘシュト月16日(2004年5月6日)水曜日の国会公開会議で可決されたが、イラン憲法94条に基づく国会の可決案に対する公益評議会の見解は、定期通りに届いていない(よって承認された)。

イスラーム諮問評議会(イラン国会) 議長